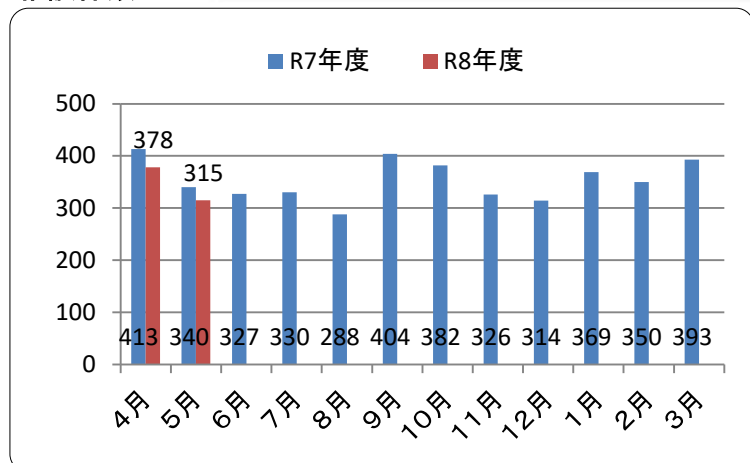


# 消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター  
令和8年5月末現在

相談件数



	R7年度 (件数)	R8年度 (件数)	対前年比 (%)
4月	413	378	91.5
5月	340	315	92.6
6月	327	-	-
7月	330	-	-
8月	288	-	-
9月	404	-	-
上半期計	2,102	693	33.0
下半期計	2,134	0	-
合計	4,236	693	16.4

令和8年度(5月)商品・役務別相談件数 (相談合計 315 件)

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	教養娯楽品	30	9.5	スマートフォン、ゲーム機、テレビ、DVD
2位	商品一般	28	8.9	不審な電話・メール、覚えのない請求
	金融・保険サービス	28	8.9	消費者金融、暗号資産の投資、クレジットカード
4位	運輸・通信サービス	26	8.3	固定・携帯電話、引越し、モバイルWi-Fi
5位	保健衛生品	22	7.0	化粧クリーム、ファンデーション、入れ歯

令和8年度(5月) 商品・役務別相談件数 (契約者65歳以上合計 84 件)

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	保健衛生品	10	11.9	入れ歯、化粧クリーム
	運輸・通信サービス	10	11.9	固定電話、インターネット接続回線
3位	教養娯楽品	8	9.5	スマートフォン、スマートウォッチ、DVDプレイヤー
4位	商品一般	6	7.1	覚えのない請求、クレジットカードの不正利用
	保健・福祉サービス	6	7.1	給付金、老人ホーム、歯科治療

## 《相談の傾向》

### ● スマホの2年返却プログラムを利用する際はメリット・デメリットをよく考えて！

近年いわゆる2年返却プログラムを利用して人気のスマートフォンの最新機種を使う人が増えていますが、トラブルも増えています。主に通信キャリア大手事業者が提供するプランで、月々の支払い額は非常に低く抑えられるものの、たとえば、返却時に端末の状態を査定され、事業者が定める基準を満たしていないと判定されたために追加で修理費用等を請求された、といったトラブル事例が寄せられています。また、契約期間中に引越して住所が変わったにも関わらず、事業者に住所変更の申し出をしていなかったために端末の返却が受け付けられず、端末代金を請求されたという事例も起こっています。契約時に返却ルールや返却の時期、特典の適用条件やペナルティについて、しっかり確認しておく必要があります。

### ● コンプレックスを刺激する広告には要注意です！

スマホの所持率が高くなり、今や若者だけでなく高齢者も日常的にスマホを使い、ネット通販で買い物をするという時代になりました。その一方で、日々SNSを中心に表示されるコンプレックスを刺激する不快な広告も増え、トラブルが減る気配がありません。内容は様々ですが、主として外見や体型・口臭や毛髪といった身体の悩みにつけ込み、不安を過剰に煽るものになっており、繰り返し目にする事による心理的な悪影響も懸念されています。ひと塗りシミ・シワが消えるといった真偽不明の効果を謳う動画広告や、太っていると嫌われるといったメッセージを発する漫画広告など、内容によっては法律違反に当たるものも多く実際に取締りの対象になった事例もあります。こうした広告で売られている商品を買う際は、いったん冷静になりましょう。

新潟市消費生活センター(相談専用) 025(211)2370